

ハートパル

2015年
11月
162号



「女性に対する暴力を無くす運動」期間（11月12日～11月25日）

ひとりで悩んでいませんか？

暴力は人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。早めの相談が問題解決への第一歩です。まずはお電話を。

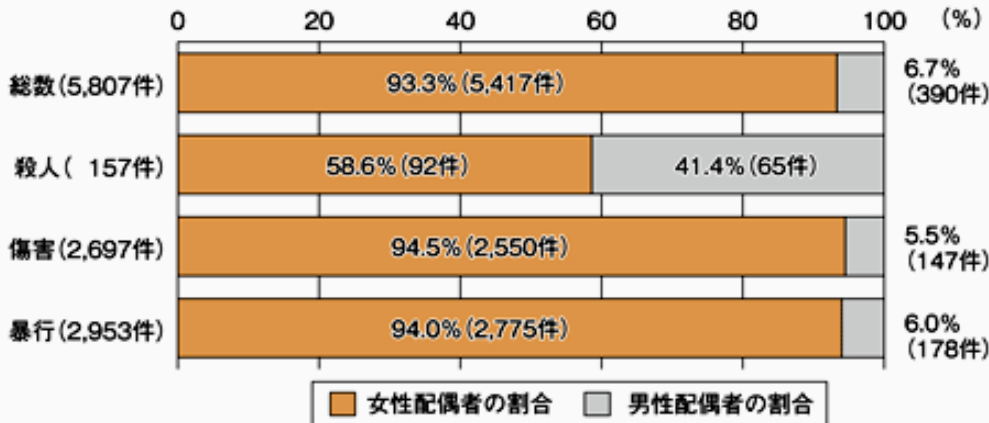
【DV相談ナビ 0570-0-55210】

**夫・パートナーからの暴力、性犯罪、
ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、
売買春、人身取引**



近年、配偶者間（内縁を含む）の犯罪被害は重篤化しています。

図5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



資料出所：警視庁調べ

（備考）

平成26年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

グラフ：内閣府「共同参画」（H27.9月号）より抜粋

「おかしいな」、「怖いな」と思ったら、迷わず相談して下さい。あなたの安全を守る方法がきっと見つかります。



長崎県内でのDV・ストーカーに関する相談機関

- 長崎こども・女性・障害者支援センター
☎095-846-0560
- 佐世保こども・女性・障害者支援センター
☎0956-24-5125
- 長崎県男女共同参画推進センター
☎095-822-4730

- 県警本部ストーカー・DV相談
☎095-820-0110
- 県警本部性犯罪被害相談電話
☎0120-110874
- 民間団体 DV防止ながさき
☎095-832-8484

DVは身近に起こっています



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

自分とは関係ない、別世界の出来事、そんな風にDVをとらえている人も少なくないでしょう。しかし現実には違います。内閣府の調べ（平成23年度調査）では、DVによる関連施設への相談件数は年々増え続けており、女性の3人にひとりが、男性から何らかの暴力を受けた経験があるというデータもあります。誰もが当事者になる可能性のあるDVは、人権侵害、犯罪となる行為であり、社会全体として取り組まなければならない重要な問題です。

「デートDV」にご注意！

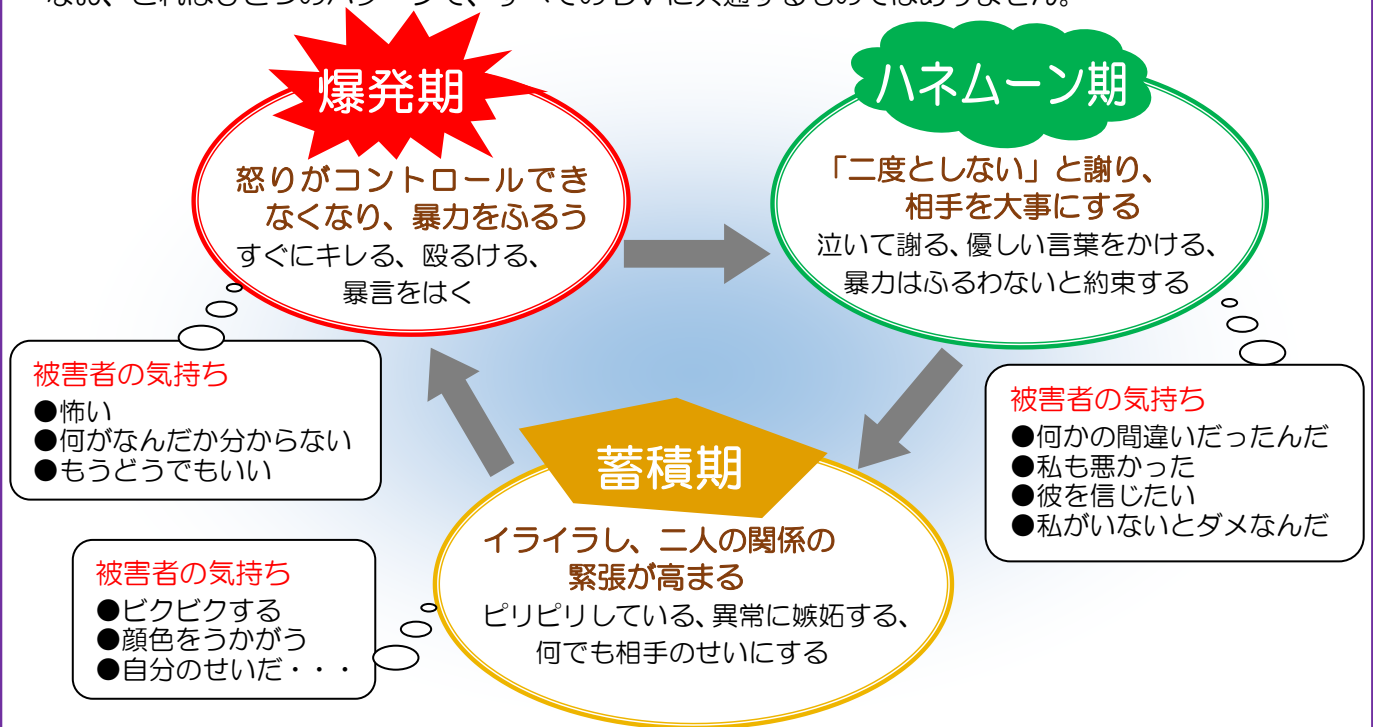
「デートDV」とは、恋人などの親密な関係、あるいはそうした関係であった者からのさまざまな暴力のことです。相手が、配偶者ではなく、また同棲もしていない状態であるというだけで、暴力の形態など、基本的にはDVと何ら変わりません。

「デートDV」には、「DV防止法」の適用はありませんが、刑法やストーカー規制法などが適用されるケースもあり、相談できる機関もたくさんあります。

同居している場合は、DV防止法が適用されます。

DV特有のサイクル

暴力はいつも行われているわけではなく、特有のサイクルを繰り返すと言われています。このサイクルが繰り返されるたびに各段階の期間が短くなり、暴力の程度もエスカレートしていきと言われています。なお、これはひとつのパターンで、すべてのDVに共通するものではありません。



詳しい内容は内閣府ホームページをご覧ください。 [コチラ ⇒ http://www.gender.go.jp/](http://www.gender.go.jp/)



女性のための

相談室

無料
秘密厳守

- ・電話相談
 - ・面接相談(できれば事前にお電話を。)
 - ・月曜～金曜 午前9時～午後5時
- ※電話番号は下記のとおり

《 連絡先・問合せ先 》 大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL: 0957-54-8715 Fax: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.lg.jp

利用時間 9:00～22:00

問合せ時間 8:30～17:30

(年末年始は休館)